

# 国保税の県内統一に向けて

国民健康保険は、医療費などが増える一方で国保税などの収入が少ないため、厳しい財政状況が続いています。いつまでも安心して医療を受けられる体制をつくるため、令和9年度までに町の税率为県が示す税率に合わせる必要があります。



市町村が運営する国保は、「高齢者が多く医療費がかかる」一方で、国保税などの収入が少ないため、「財政運営が不安定になるリスクが高い」などの構造的な問題がありました。この問題を解決し制度を維持するため、平成30年度より埼玉県が財政運営の中心的な担い手となっています。

これに伴い、埼玉県では、市町村ごとに異なる保険税率を、今後「県内のどこに住んでいても、同じ世帯構成、所得であれば同じ保険税」にするよう取組みを進めています。これは、県内の国保加入者間の公平性を確保したり、財政を安定させたりするためのものです。

その過程で、県内すべての市町村が、令和9年度までに県が示す「標準保険税率」どおりの税率に合わせることが求められています。

国民健康保険税の計算方法と、令和9年度の川島町の保険税率（県の標準保険税率）の見込みは、以下のとおりです。

## ■ 国民健康保険税の計算方法

国民健康保険税は、①医療給付費分 ②後期支援金分 ③介護納付金分（40歳～64歳の方）の3つに区分されています。この3つの区分それぞれに、「所得割額」・「均等割額」があり、これらを合計したものが世帯の年間保険税となります。均等割額と所得割額の税率は、市町村ごとに定められています。

川島町の令和7年度の国保税は、標準保険税率と比べて低く設定されています。

区分	川島町	標準保険税率
所得割（前年所得に応じて計算）	10.5%	12.04%
均等割（加入者全員に一律でかかる）	58,500円	72,851円

### 標準保険税率と川島町の保険税率との差

所得割 △1.54%  
均等割 △14,351円

## ■ 令和9年度 保険税率見込み

区分	令和7年度		令和9年度（推計）※	
	所得割	均等割	所得割	均等割
医療給付費分	6.2%	31,000円	9.33%	52,478円
後期支援金分	2.4%	13,500円	3.08%	17,083円
介護納付金分	1.9%	14,000円	2.69%	17,550円
合計	10.5%	58,500円	15.10%	87,111円

### 7年度と9年度（推計）の保険税率の差

所得割 +4.6%  
均等割 +28,611円

※令和9年度の税率は現時点での推計値で、確定したものではありません。また、令和8年度から追加される区分の「子ども・子育て支援納付金」分は推計に含めていません。

川島町国保に加入されている皆さんには負担増をお願いすることとなりますが、ご理解とご協力をお願いします。

国民健康保険税の見直しの詳細は、県ホームページを ▶  
ご覧ください。

